



「時代祭」

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- | | | |
|---|-------|----|
| ・民泊新法とは何か | 大田直史 | 2 |
| ・町内会長の仕事 | 佐藤卓利 | 4 |
| ・新連載 今を読み解く一枚
京都戦後民主運動 歴史資料デジタルアーカイブ | 池田豊 | 5 |
| ・シカ被害による災害列島化の危機 | 佐藤誠 | 6 |
| ・交流の広場 | | 8 |
| ・崩壊の危機にある日本の漁村と漁業 | 田中康夫 | 9 |
| ・私の本棚 | 藤井功 | 10 |
| ・カメラ探訪(47) | 新田能富子 | 11 |



(社)京都自治体問題研究所

TEL: 075-241-0781

FAX: 075-708-7042

Email: kyoto@kyoto-jichiken.jp

HP: <http://www.kyoto-jichiken.jp/>

発行人 大田直史

(「住民と自治」10月号付録)

民泊新法とは何か

大田直史(龍谷大学政策学部教授)

新法の制定

厚生労働省に設置された「『民泊サービス』のあり方に関する検討会最終報告書」(2016年6月)(以下、報告)に基づいて民泊新法といわれる「住宅宿泊事業法」が、2017年6月9日、参議院本会議で可決、成立し、2018年6月施行予定です。新法は、民泊について住宅宿泊事業の届出さえ行えば適法な営業とし、それらに緩やかに規制の網をかけようとするものです。

住宅宿泊事業法の仕組み

民泊新法は、現状では違法な無許可の「民泊」を「住宅宿泊事業」とし、知事または市長にこれを営む旨の届出を行えば適法に営業できるとします(3条1項)。新法は、「住宅」を①「当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他」の設備を設け、②「人の居住の用に供されていると認められる」ものと定め(2条1項)、この住宅で年間180日を超えない日数、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業を「住宅宿泊事業」としてします(2条3項)。旅館・ホテル等の営業には知事または市長の許可が必要とされ、そのためには施設設備等の要件を満たすことが求められます。これに対して、住宅宿泊事業の場合、施設は上の「住宅」であることが求められていますが、届出の際「住宅の図面」の提出が必要とされるにとどまり(3条3項)、届出自体「利

用者による便宜」を考慮してインターネットによることが予定されていることもあり、その確認が予定されているわけではありません。

また、住宅宿泊事業は年間1住宅について180日を超えない日数に限ることすることで旅館等と区別し、この限度では「住宅」であるという理由で住居専用地域内でも営業可能としています(2条3項)。この点で、当該住宅における住宅宿泊事業の営業が180日以内にとどまることをどのようにして確認し、どのように守らせるのか、その方法は決定的に重要ですが、国会審議における政府委員の答弁ではこれから考えるという回答にとどまっていました。日数の数え方では、1泊2日で人を宿泊させる場合、これを1日とカウントすると答えられており、連続してこのような宿泊を受け入れれば實際上、1年中民泊営業を行ってしまうのではという疑問もあります。

そもそも、都市計画法の地域・地区制度が建物の用途による規制であるのに、住宅としても使われることがあることを根拠に宿泊事業を行う住宅を住居専用地域で許容することに問題があると思われます(2017年5月30日の衆議院国土交通委員会で、三浦雅生政府参考人は、「法律家の私の目から見ても相当すれすれの部分でつくられているとは思います」と述べていました)。

新法は、住宅宿泊事業について、宿泊者の衛生の確保、宿泊者の安全の確保、宿泊者名簿の備え付け等、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明、周辺住民からの苦情等への対応等といった住宅の維持保全に関する業務を事業者に対して義務づけています

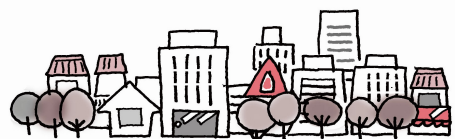
(5条～10条)。住宅宿泊事業は、家主居住型と家主不在型のものが認められており、前者については、家主である宿泊事業者これらの義務が課されますが、後者の場合、これらの管理業務を「住宅宿泊管理業者」に委託しなければならないとされています(11条)。この住宅宿泊管理業者は、国土交通大臣の登録を受けたものでなければならず(22条)、国交相と知事から監督を受けます(41条)。家主不在の場合に、周辺住民との間で生じているトラブルと苦情に対処するものです。が、24時間、近くの事務所に職員が常駐する形で対応することが義務づけられるわけではありません。

新法は、従来、旅行業法で規制されていた民泊の紹介・仲介について、「住宅宿泊仲介業者」として規制することとしました。仲介業者は、観光庁長官の登録を受けて営業することができ、同長官の監督を受けます。仲介業者は、不当な勧誘や違法行為のあっせん等を禁止されています(57条および58条)。無届で営業を行っている違法民泊を紹介、あっせんする行為はこれに当たり、改善命令等、規制権限が適切に機能すれば違法民泊の排除につながっていくことが期待されます。しかし、この点で新法も外国の業者

に準用する規定を置いています、日本法が直接には及ばないAirbnbのような外国の仲介業者に強制する手段が存在しないのが現状です。

新法下の民泊対策の課題

新法は、地域壊しにつながる違法民泊の合法化を図る点で大きな問題を有します。しかし、従来地下の存在であった民泊に規制をかける手がかりを与える面もあり、規制権限を民泊の「適正な運営」の確保のために(1条)機能させることを求めていく必要があります。また、新法が地域の事情に応じて自治体独自の規制を行うことを認めているのは、「区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限すること」(18条)のみですが、報告では「地域の実情に配慮」した規制の可能性が提言されていました。この権限の活用とともに、地方分権の趣旨を踏まえ地域の事情にあわせて、法律に上乗せした規制条例を制定する必要があります。兵庫県では事業開始前の住民等への説明会の実施が検討されているようです(毎日2017.03.14)、京都市長は住居専用地域のマンションでは禁止の意向です(毎日2017.06.13)。他の自治体の取り組みに学んでそれぞれの自治体で独自の取り組みを工夫する必要があります。



町内会長の仕事

佐藤卓利（立命館大学経済学部教授）

役職が降ってきた

3月末で学外研究が終了し、4月から大学の教育と研究の現場に復帰した。学内政治と学内行政からは縁遠い所にいるように思っていたところ、学内ならぬ町内から役職が降ってきた。4月から町内会長を務めている。

町内会長になったおかげで、小学校・消防署・警察署など、普段縁のない所にも出向くことになった。小学校には児童の登下校の見守りをお願いしている「スクール・ガード」のみなさんの保険加入手続きのため、消防署には町内の防火・防災計画作成の相談に、警察署には「こども安全パトロール」の委嘱状の受け取りに出向いた。

他にもまちづくり協議会理事会ほか、社会福祉協議会運営委員会、青少年育成区民会議、同和教育推進協議会などなど、町外のお付き合いも結構ある。「立命館大学BKC近隣懇談会」という会議からも呼び出しがあり出席した。正直、まだ現役の小生には、ちょっと辛い。幸いベテランの副会長ほかの役員に助けられて、何とか役職をこなしている。

敬老会のお誘い

今朝は9時半から11時ころまで、町内の70歳以上の方のお宅へ、学区社協主催の「敬老会」のお誘いと町内からの「敬老のお祝い」を持って、訪問させていただいた。実はこの町内は、170世帯のマンション1棟が一つの町内なのである。17階から3階までの各階を民生委員のご婦人と一緒に戸別訪問し、直接ご本人お会いしご挨拶させていただいた。お一人暮らし

やご夫婦お二人で暮らしている方がほとんどである。なかには介護保険の認定受け、デイサービスに通われている方もいらっしゃる。マンションという建物の構造は、日常的にお会いしご挨拶する機会を少なくしている。1年以上お会いしなかった方もいらした。

「資産」としてのコミュニティ

マンションには、共有部分の資産維持のために区分所有者による管理組合があり、清掃・設備機器の保守点検などの日常業務を管理会社に委託するとともに、10数年に一度の大規模修繕ために多額の積立金を管理している。例えて言えば管理組合は、建物・設備＝hardwareとしての資産の維持を目的にしている。町内会は、その建物・設備を共有し共同利用する居住者のコミュニティ＝softwareである。安全・安心・快適に暮らすためには、二つの組織が必要である。

町内会は、居住者の「目に見えない資産」であるといえよう。その活動は、ほとんど無償の役員の貢献に依るところが大きい。快適なコミュニティを維持するには、居住者が順番に役員を務めることが大事であるし、役員だけでなく一般の居住者が、無理なく参加できる活動や催しを工夫する必要もある。小学生の登下校の見守りや防火・防災訓練などにも多くの居住者が参加してくれることを願っている。目下、町内会は、「だれでも参加できる町内会活動」をスローガンに、9月開催予定の「納涼祭」の準備を進めている。この場に普段お会いする機会のない町内の方々が多く集まって楽しんでほしい。

京都戦後民主運動 アーカイブ

6月よりネット上で「京都戦後民主運動 アーカイブ」を公開し、読売新聞、京都新聞、Yahoo News、京都民報、国立国会図書館情報サイトなどでも紹介されました。写真の利用願いや、自宅にある資料提供の申し出等々多くの声が寄せられています。

デジタルアーカイブの基本は一次資料のオリジナル収集、保存、そして公開と活用です。

今月から始まる新コーナー「今を読み解く一枚」は、未整理・未公開写真を含め、背景やエピソードをご紹介します。



■1968年8月14日、京都府庁に到着し車から降りる美濃部亮吉東京都知事を迎える蜷川虎三京都府知事。がっちりと固い握手を交わす両知事の写真と、もう一枚は挨拶をする美濃部知事と聞き入る蜷川知事の姿です。

府庁正面玄関で蜷川知事、富井京都市長、社会党、共産党、京都各界の代表、府職労など500人に迎えられ、矢口府職労委員長が歓迎の挨拶（この写真を現在探しています）。

両知事は懇談後記者会見で、11月10日の沖縄主席（琉球政府主席公選）を控え「沖縄県をわれわれの仲間に一美濃部・蜷川アピール」を発表しました。

12月7日には、再び府庁正面玄関には多くの人が集まり、沖縄の初代公選主席になった屋良朝苗氏を迎えました。

（この写真はネット上に追加予定）

沖縄アピールは首長と地方自治体がどのように沖縄問題をとらえ、発言するのかという今日的課題を投げかけています。

沖縄アピールの末尾

「沖縄問題は、地方自治の原理にかかわることであり、沖縄が祖国に帰る日は、同時に本土も祖国をとりもどす日であるという日本国民の本質にかかわる問題だからであります。1968年8月14日」



シカ被害による災害列島化の危機

佐藤誠（京都府有害鳥獣問題研究会事務局長）

次ページの表を見て頂きたい。生態学会が全国の会員等の協力で調査した「シカによる植生への影響アンケート」の結果である。調査の要点と私なりの注目点を上げてみたい。

<調査の目的、方法など>

＊目的：シカによる植生被害の現況と地理的な広がり进行を明らかにする。なお、これは任意の地点5km四方を単位とした調査である。

＊調査時期：2009～2010年

＊企画主体等：植生学会企画委員会（回答者数154名）

＊影響評価区分：なし、軽（注意すれば影響や被害がみとめられる）、中（食痕等の影響が目につく）、強（影響により草本、低木が著しく減少）、激（群落構造の崩壊や土壤流亡など自然の基盤が失われつつある）

<調査結果と注目点>

まず驚かされるのは、「強」「激」と判定された地点が、北海道から九州まで太平洋側を中心にほとんど切れ目なく、「災害列島化の危機」が全国的な広がりを見せていることである。調査時点から7～8年経過していること、シカの生息数が全国的に増加の一途を辿っていることから、調査時の強を激と読み替え、強と激を合わせた地点数を見てみると、①関東の東京都4、神奈川県9など大都市圏にも迫っている、②近畿は78で全国229地点の34%を占め、九州も38と多く南部に集中している。

<美山町で聞いた話>

猟師である藤原誉氏によれば「山のシカはかつての10分の1に減った」という。しかし、里の方々の実感は「シカが殖えて大変」だという。林床を食べ尽くされた山には餌がないので、広大な山から餌の豊富な里にシカが集まってくるのである。

<提起されている課題>

殖えすぎた有害獣を大幅に減らすことは、全国的な緊急課題であり、問題解決の大前提である。しかし、林床植物が強く食い荒らされている地点では、仮にシカの捕獲が順調に進んで「生息数が大幅に減っても」、里では被害が減らない状況が容易に想像される。獣が帰る山が無いのである。日本の林業はすでに生業として崩壊しているとまで言われ、人工林の多くが放任状態で、真っ暗闇の林床が広がっている。獣たちの生息地管理、ひいては日本の山をどう管理していくのかも含めて、現在の課題として提起されているのである。

農業と林業が衰退し、人間が引いた分獣がせり出してきた事情を考えると、農業と林業、中山間地の経済をどの様にして元気にするのが問われている。関係者には、防護柵の設置や管理、有害獣の捕獲への努力と合わせて、防災も含めた中長期的な展望についても国民的な議論を提起することが求められている。



植生情報第15号(2011年3月)

表2 都道府県別にみたアンケート回答数とシカ影響程度の内訳

県境での回答は、それぞれの県で回答数に算入されている。そのため、都道府県の回答数の加算値は最下行の合計値と一致しない。表中の数字は回答件数、()内の数値は比率(%)

都道府県	影 響 程 度					
	回答数	な し	軽	中	強	激
北海道	114	43 (37.7)	33 (28.9)	25 (21.9)	10 (8.8)	3 (2.6)
青森県	25	25 (100.0)				
岩手県	34	18 (53.0)	10 (29.4)	1 (2.9)	4 (11.8)	1 (2.9)
宮城県	24	16 (66.7)	2 (8.3)	2 (8.3)	1 (4.2)	3 (12.5)
秋田県	30	30 (100.0)				
山形県	54	54 (100.0)				
福島県	17	15 (88.2)	2 (11.8)			
茨城県	14	14 (100.0)				
栃木県	31	6 (19.4)	10 (32.3)	9 (29.0)	4 (12.9)	2 (6.5)
群馬県	26	9 (34.6)	4 (15.4)	5 (19.2)	4 (12.0)	4 (15.4)
埼玉県	12	4 (33.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	3 (25.0)	
千葉県	34	23 (67.6)	5 (14.7)	4 (11.8)	2 (5.9)	
東京都	29	16 (55.2)	7 (24.1)	2 (6.9)	2 (6.9)	2 (6.9)
神奈川県	31	16 (51.6)	2 (6.5)	4 (12.9)	8 (25.8)	1 (3.2)
新潟県	21	20 (95.2)	1 (4.8)			
富山県	2	2 (100.0)				
石川県	27	27 (100.0)				
福井県	18	12 (71.0)	1 (5.6)		5 (27.8)	
山梨県	42	8 (20.0)	15 (35.7)	6 (14.3)	13 (31.0)	
長野県	43	17 (40.0)	8 (18.6)	7 (16.3)	9 (20.9)	2 (4.7)
岐阜県	40	19 (47.5)	9 (22.5)	12 (30.0)		
静岡県	32	8 (25.0)	4 (12.5)	4 (12.5)	13 (40.6)	3 (9.4)
愛知県	16	12 (75.0)	2 (12.5)	2 (12.5)		
三重県	88	9 (10.2)	24 (27.3)	19 (21.6)	25 (28.4)	11 (12.5)
滋賀県	19	5 (26.3)	2 (10.5)	3 (15.8)	6 (31.6)	3 (15.8)
京都府	8	1 (12.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	
大阪府	6	1 (16.7)		1 (16.7)	3 (50.0)	1 (16.7)
兵庫県	22	4 (18.2)	3 (13.6)	3 (13.6)	6 (27.3)	6 (27.3)
奈良県	9	2 (22.2)			2 (22.2)	5 (55.6)
和歌山県	13	3 (23.1)	2 (15.4)	2 (15.4)	2 (15.4)	4 (30.8)
鳥取県	13	9 (69.2)	1 (7.7)	1 (7.7)	2 (15.4)	
島根県	15	14 (93.3)			1 (6.7)	
岡山県	8	5 (62.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	
広島県	14	3 (21.4)	5 (35.7)	3 (21.4)	3 (21.4)	
山口県	41	26 (63.4)	8 (19.5)	4 (9.8)	3 (7.3)	
徳島県	6	2 (33.3)	2 (33.3)			2 (33.3)
香川県	2	1 (50.0)	1 (50.0)			
愛媛県	13	3 (23.1)	3 (23.1)		4 (30.8)	3 (23.1)
高知県	41	37 (90.2)	3 (7.3)			1 (2.4)
福岡県	10	9 (90.0)		1 (10.0)		
佐賀県	6	6 (100.0)				
長崎県	3	1 (33.3)	1 (33.3)			1 (33.3)
熊本県	33	15 (45.5)	2 (6.1)	2 (6.1)	6 (18.2)	8 (24.2)
大分県	5	1 (20.0)	2 (40.0)		2 (40.0)	
宮崎県	24	5 (20.8)	1 (4.2)	5 (20.8)	10 (41.7)	3 (12.5)
鹿児島県	20	10 (50.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	7 (35.0)	1 (5.0)
沖縄	0					
合 計	1,127	583 (51.7)	182 (16.1)	133 (11.8)	159 (14.1)	70 (6.2)

交流の広場

京都市交通局 バス一日乗車券値上げに抗議の声

「市バス・京都バス一日乗車券カード」を500円から、「当面600円に（700円が妥当価格）」値上げするとの方針に、値上げ撤回を求める申し入れが相次いでいます。

京都市のバス事業会計は14年連続の黒字で、値上げの道理はありません。値上げを諮問している「懇話会」の委員6人中2人から、「500円だからこそ、市民の足として使えていたとの意見もある」「500円据え置きもありだと思う」と値上げを危惧する意見が出されています。

「市民新聞」4ページ分を使って値上げの広報－交通局

京都市交通局は、8月15日付の市民新聞に4ページの別刷り広報を折込み「市バス乗車環境を考える懇話会」で議論されている、「バス一日乗車券の価格改定」について600円に値上げする改定が決定したかのような広報をおこないました。

正式な決定前の段階で、このような広報が行われるのは異例で、京都市民の全世帯に配布（約60万部）される広報紙を、4ページも使うやり方に「異様なやり方だ」と驚きの声が上がっています。

交通局は「反対の声はそれほど多くない」と強弁－産業交通水道委員会

8月25日に開催された、京都市会の産業水道交通委員会で、交通局より「バス1日乗車券」の値上げと、「観光1日乗車券」の値下げ、「トラフィカ京カード」の乗り継ぎ割引拡充の方針が報告されました。

「値上げの決定権者は誰か？ 値上げは決定か？」との質問に、交通局は「今回の変更は企画券であり（運賃のように条例を制定する必要がないため）、交通局の管理者が決定権者だ」と認め、正式な決定が下されたわけではないことも認めました。

また、交通局は「市民の中で反対意見が多いとは思わない」、「価格適正化に向けた作業を粛々と進める」などと強弁しています。（バス利用者）

憲法・地方自治法70年

話題の新刊

購読はお電話、メールにて京都自治法問題研究所まで

わたしたちの生活はどうデザインされているのか？

社会保障のしくみと法

伊藤周平 著

A 5 新装版カバー112頁
定価（本体2700円＋税）

社会保障制度をどうつくるか、生活保護、年金、社会手当、医療保険、社会福祉、労働保険の法制度を解説し、国民の「豊かで文化的な最低限度の生活」を営む権利（日本国憲法25条1項）のあり方を問う。ひらいては「財政問題を中心に社会保障全般にわたる課題と現状の社会保障法論議の問題点を検討する。」

第1章 社会保障の法体系と社会保障の権利
第2章 社会保障のしくみと法
第3章 社会保障のしくみと法
第4章 社会保障のしくみと法
第5章 社会保障のしくみと法
第6章 社会保障のしくみと法
第7章 社会保障のしくみと法
第8章 社会保障のしくみと法
第9章 社会保障のしくみと法
第10章 社会保障のしくみと法
第11章 社会保障のしくみと法
第12章 社会保障のしくみと法
第13章 社会保障のしくみと法
第14章 社会保障のしくみと法
第15章 社会保障のしくみと法
第16章 社会保障のしくみと法
第17章 社会保障のしくみと法
第18章 社会保障のしくみと法
第19章 社会保障のしくみと法
第20章 社会保障のしくみと法
第21章 社会保障のしくみと法
第22章 社会保障のしくみと法
第23章 社会保障のしくみと法
第24章 社会保障のしくみと法
第25章 社会保障のしくみと法
第26章 社会保障のしくみと法
第27章 社会保障のしくみと法
第28章 社会保障のしくみと法
第29章 社会保障のしくみと法
第30章 社会保障のしくみと法
第31章 社会保障のしくみと法
第32章 社会保障のしくみと法
第33章 社会保障のしくみと法
第34章 社会保障のしくみと法
第35章 社会保障のしくみと法
第36章 社会保障のしくみと法
第37章 社会保障のしくみと法
第38章 社会保障のしくみと法
第39章 社会保障のしくみと法
第40章 社会保障のしくみと法
第41章 社会保障のしくみと法
第42章 社会保障のしくみと法
第43章 社会保障のしくみと法
第44章 社会保障のしくみと法
第45章 社会保障のしくみと法
第46章 社会保障のしくみと法
第47章 社会保障のしくみと法
第48章 社会保障のしくみと法
第49章 社会保障のしくみと法
第50章 社会保障のしくみと法
第51章 社会保障のしくみと法
第52章 社会保障のしくみと法
第53章 社会保障のしくみと法
第54章 社会保障のしくみと法
第55章 社会保障のしくみと法
第56章 社会保障のしくみと法
第57章 社会保障のしくみと法
第58章 社会保障のしくみと法
第59章 社会保障のしくみと法
第60章 社会保障のしくみと法
第61章 社会保障のしくみと法
第62章 社会保障のしくみと法
第63章 社会保障のしくみと法
第64章 社会保障のしくみと法
第65章 社会保障のしくみと法
第66章 社会保障のしくみと法
第67章 社会保障のしくみと法
第68章 社会保障のしくみと法
第69章 社会保障のしくみと法
第70章 社会保障のしくみと法
第71章 社会保障のしくみと法
第72章 社会保障のしくみと法
第73章 社会保障のしくみと法
第74章 社会保障のしくみと法
第75章 社会保障のしくみと法
第76章 社会保障のしくみと法
第77章 社会保障のしくみと法
第78章 社会保障のしくみと法
第79章 社会保障のしくみと法
第80章 社会保障のしくみと法
第81章 社会保障のしくみと法
第82章 社会保障のしくみと法
第83章 社会保障のしくみと法
第84章 社会保障のしくみと法
第85章 社会保障のしくみと法
第86章 社会保障のしくみと法
第87章 社会保障のしくみと法
第88章 社会保障のしくみと法
第89章 社会保障のしくみと法
第90章 社会保障のしくみと法
第91章 社会保障のしくみと法
第92章 社会保障のしくみと法
第93章 社会保障のしくみと法
第94章 社会保障のしくみと法
第95章 社会保障のしくみと法
第96章 社会保障のしくみと法
第97章 社会保障のしくみと法
第98章 社会保障のしくみと法
第99章 社会保障のしくみと法
第100章 社会保障のしくみと法

減りつづける人口。日本のまちのあり方とは？

人口減少と大規模開発

中山 徹 著

A 5 新装版カバー112頁
定価（本体2700円＋税）

国家戦略特区をはじめ新たな公共事業政策、リニア中央新幹線、長崎・北陸新幹線の沿線整備、MICEによる国際会議・展示会の誘致、立地適正化計画による部心開発など、大規模開発計画が乱立している。この現状を分析して、人口減少時代にふさわしいまちづくりとは何かを考察する。

第1章 新たな公共事業政策の展開
第2章 リニア新幹線、長崎・北陸新幹線に呼ぶ大規模開発
第3章 MICEによる国際会議・展示会誘致
第4章 立地適正化計画による部心開発の展開
第5章 人口減少時代におけるまちづくりのあり方

◎中山徹著 既刊好評発売中
人口減少と公共施設の展望 A 5 新装版カバー112頁 定価1100円
人口減少と地域の再編 A 5 新装版カバー112頁 定価1350円

わたしたちにもっとも近い法律の話し

地方自治法への招待

白藤博行 著

A 5 新装版カバー112頁
定価（本体1500円＋税）

明日に迫る地方自治法と対峙しよう！
地方自治法は、憲法が保障する民主主義への道のひとつです。そして地方自治法は、憲法が保障する基本的人権を具体化する法律。近くの人権だけでなく、遠くの人権保障へのまなざしを忘れず、憲法で地方自治法を、地方自治法で憲法を考えよう。

目次より
序文 人間と尊厳、基本的人権の保障に於ける地方自治
第1章 地方自治法と憲法、第2章 地方自治法とはなにか、第3章 住民とはだれか、第4章 自治体とはなにか、第5章 自治体の権限、第6章 自治体の組織、第7章 自治体の財政、第8章 自治体の選挙、第9章 自治体の行政、第10章 自治体の司法、第11章 自治体の国際関係、第12章 自治体の国際関係、第13章 自治体の国際関係、第14章 自治体の国際関係、第15章 自治体の国際関係、第16章 自治体の国際関係、第17章 自治体の国際関係、第18章 自治体の国際関係、第19章 自治体の国際関係、第20章 自治体の国際関係、第21章 自治体の国際関係、第22章 自治体の国際関係、第23章 自治体の国際関係、第24章 自治体の国際関係、第25章 自治体の国際関係、第26章 自治体の国際関係、第27章 自治体の国際関係、第28章 自治体の国際関係、第29章 自治体の国際関係、第30章 自治体の国際関係、第31章 自治体の国際関係、第32章 自治体の国際関係、第33章 自治体の国際関係、第34章 自治体の国際関係、第35章 自治体の国際関係、第36章 自治体の国際関係、第37章 自治体の国際関係、第38章 自治体の国際関係、第39章 自治体の国際関係、第40章 自治体の国際関係、第41章 自治体の国際関係、第42章 自治体の国際関係、第43章 自治体の国際関係、第44章 自治体の国際関係、第45章 自治体の国際関係、第46章 自治体の国際関係、第47章 自治体の国際関係、第48章 自治体の国際関係、第49章 自治体の国際関係、第50章 自治体の国際関係、第51章 自治体の国際関係、第52章 自治体の国際関係、第53章 自治体の国際関係、第54章 自治体の国際関係、第55章 自治体の国際関係、第56章 自治体の国際関係、第57章 自治体の国際関係、第58章 自治体の国際関係、第59章 自治体の国際関係、第60章 自治体の国際関係、第61章 自治体の国際関係、第62章 自治体の国際関係、第63章 自治体の国際関係、第64章 自治体の国際関係、第65章 自治体の国際関係、第66章 自治体の国際関係、第67章 自治体の国際関係、第68章 自治体の国際関係、第69章 自治体の国際関係、第70章 自治体の国際関係、第71章 自治体の国際関係、第72章 自治体の国際関係、第73章 自治体の国際関係、第74章 自治体の国際関係、第75章 自治体の国際関係、第76章 自治体の国際関係、第77章 自治体の国際関係、第78章 自治体の国際関係、第79章 自治体の国際関係、第80章 自治体の国際関係、第81章 自治体の国際関係、第82章 自治体の国際関係、第83章 自治体の国際関係、第84章 自治体の国際関係、第85章 自治体の国際関係、第86章 自治体の国際関係、第87章 自治体の国際関係、第88章 自治体の国際関係、第89章 自治体の国際関係、第90章 自治体の国際関係、第91章 自治体の国際関係、第92章 自治体の国際関係、第93章 自治体の国際関係、第94章 自治体の国際関係、第95章 自治体の国際関係、第96章 自治体の国際関係、第97章 自治体の国際関係、第98章 自治体の国際関係、第99章 自治体の国際関係、第100章 自治体の国際関係

崩壊の危機にある日本の漁村と漁業

国土の四周を海に囲まれている日本では漁村、漁業は大事な地域であり産業である。しかし、いまどのような現状にあるのか、私ははっきりとはわかっていなかった。

丁度この時、沿岸漁業フォーラムが開かれることを知り参加してきた。主題は「規制改革会議と漁業権を考える」、副題は「沿岸漁民の暮らしと資源を守る政策を」であった。

フォーラムの開会挨拶で、沿岸漁業はそこに魚がいるから漁をする、そのために海の状態を広く伝える、また海を介しての不法行為を防ぐなどの役割をになっているとの説明があった。全国に漁業経営体は約19,000存在するが、その94%は小規模な家族漁業であるとのことである。

最初に鈴木宣弘さん（東大教授）が「亡国の漁業権開放論～資源・地域・国土の崩壊」の題で基調報告をされた。そこでは規制改革会議が「漁業権にとどめを刺す」と意気込み、奪い取った漁業権を国際入札で売り払うことまでも考えていると話された。

鈴木教授は、漁業権が沿岸漁民とその共同体である漁協から引きはがされると①資源がもたない ②地域がもたない ③国土がもたなくなると指摘された。このように沿岸崩壊が進むと国境が守れなくなるとされ、ヨーロッパでは国境の山間地農村には税金で100%の所得補償をしてまで国境を守っている姿を紹介された。

鈴木教授は今後の方向として協力と強調そして共生で資源を守ること、沿岸漁民の共販組織を強化することを提言された。

この後、「各地の沿岸漁民の生活と権利をめぐる諸問題」として各地から多様な問題が報告された。

一つは、巻き網漁船による資源（主として回遊魚）の一網打尽的漁獲である。そこではその後、魚が獲れなくなり、取れても巻き網漁船の大量水揚げで魚価が大きく

値崩れし、小規模、沿岸漁民の経営を困難にする。彼らは保護、規制漁の混獲も気にしていないそうである。これでは沿岸漁民が資源保護をどれほど熱心に行っても効果は出にくくなる。

また一つには、保護魚の問題がある。今回具体的に取り上げられたのは「クロマグロ」の幼生の「ヨコワ」「メジ」についてであった。対馬近海では「ヨコワ」が大量に増殖し、この地方の漁民の主たる漁獲物である「イカ」や「イワシ」を食い荒らすとともに漁撈具を損壊している。そこでこの地域の漁民からは「沿岸漁家の経営に配慮したクロマグロ規制を」との主張がなされた。

千葉（房総）からは「メジ」の増殖が混獲防止を困難にしており小規模漁業者が対応に苦慮しているとともに水産庁の漁獲量制限が大中巻き網漁業者に有利で、小規模漁業者には経営を維持すうできない年間70kgしか割り当てられていないために漁船を解体する漁業者が増えていることが報告された。漁業の行く末が案じられる状況である。

岩手では漁協による定置網保護のために小規模漁業者の「サケ」刺し網漁業を禁止しており、小規模漁業者の生業を圧迫しているとして大規模な訴訟が始まっている。

これも難しい問題である。

このフォーラムで少しわかったことは、漁業と漁村の現状は、このままでは崩壊し、「ふるさと」どころではない状況がすぐそこに来ていることである。美しい海岸、健康な食生活の資源供給も危うくなりかねない状況である。

規制改革会議の考えている方向は論外としても、海岸のそばで何とか漁業を続け、家族と地域を守っていこうとしている小規模漁業者の将来をどういう方法で確かなものとしていくのかを真剣に考えていくことが急がれると感じた。

『政策形成の過程 ―民主主義と公共性―』

（東京大学出版会 チャールズ・E・リンドブロム / エドワード・J・ウッドハウス 著
藪野祐三 / 案浦明子 訳 2004年 3,000円＋税）

国会・地方議会の議論、あるいは選挙戦での政策論争、政策案など「政策」という言葉が当たり前になっている。社会の動きやメカニズムを政策という形で捉えると意外なことが見えてくるかもしれない。

本書は、政策学の分野に位置する。著者はアメリカの政治学者であり、経済学者でもあるリンドブロムとその弟子ウッドハウスである。リンドブロムは、政治学において「漸進主義（増分主義）＝incrementalism」という概念を唱えた人物として有名である。

本書のねらいは、政府の行為がどのように生み出されるのかを考えること、政治システム全体を見る手段として、政策形成を分析すること。すなわち、政策形成の実相を分析しようというのである。政策形成のさまざまな面での問題を把握しようとするならば、権力関係がどのように公共政策を形づくり、また歪めているかを知る必要があるという。

一般的な政策学によれば、政策のスタートから終了までを政策過程論というようなモデル化によって示している。本書は、それにとどまらず政策形成における実相を検討したもので、今後の政策学にとって基本的文献に位置付けられるであろう。

著者たちは、政策形成を巡る要素として、分析の限界、民主主義の潜在的知性、投票の不確実性、政治的不平等などを上げて、そこに登場する主要なアクターとして公選職公務員（政治家）、官僚、利益集団、経済界などを検討している。

複雑な社会問題を解決しようとする場合、ある種客観的とされる“分析”を用いた時よりも、“民主主義システム”を

意識的に利用した方がよいと著者は言う。民主主義は合意形成への努力であり、関係者の相互交流に基いて政策形成を行うことは人間の時間、理解の限界、および分析の限界に対処し得ることを意味している。

「政策形成は、理性的で民主的な社会の舵取りを妨害するような政府外部の障害にも直面」と述べ、経済界を取り上げている。経済界は政治と政策との関係で特権を持ち、公選職や公務員、さらに社会へ影響力を行使することで、政策形成の中心的存在である。しかし、経済界・企業は利益など誘因により行動するため、理性的で民主的な政策形成を困難にしていることを鮮明に描いている。

最後に、「民主主義を標榜する政府が、しばしばその市民の多くに応答していないと見えるのはなぜだろうか」と問い掛けた上で、政策形成は無数の関係者が相互に交流することによって生み出される政治的な過程と述べている。すなわち、民主主義的知性の重要性を再認識させている。一般に、政策というものをマニフェストに書き込んだ合理的で計画的なものだという印象に傾きがちだが、実は民主主義的な政治的関係の中で形成されるものであることを気付かせてくれる。



カメラ探訪47

新田能富子

「つどいの広場 げんきスポット 0-3」



「つどいの広場」という子育て支援事業をご存知でしょうか？

0歳から保育園や幼稚園に入園する前の子どもたちとその保護者を対象に開設し、親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場所（施設）です。保育士経験者等からなる子育てアドバイザーが育児相談に応じるほか、地域の子育て支援に関する情報の提供や子育て講座等のイベントも開催しています。京都市内には、35カ所あり保育園や児童館などが認可を受け、京都市からの補助金で運営しています。「げんきスポット0-3」は「山科醍醐こどもの広場」（前身は「親子劇場」です）というNPO団体が運営しています。私も開設当初からスタッフとして月に数日ずつですが関わっています。

出産後、仕事を離れて育児と家事に専念するママたちは、様々な不安を抱えています。特に第1子の育児は分からないことだらけ、結婚して初めて山科に住むようになったという方も多く、孤独な子育てがさらに不安を募らせます。7月に開催した0歳児のママ向けの講座では、4週連続の講座の最後に、「今回参加して、同じような月齢の子どもを持つ人と初めて話し合えて、本当によかった。」と涙をぽろぽろこぼしながら感想を述べられました。

来館される子どもたちは、年ごとに0歳児の比率が高くなっています。以前は2歳児さんもいて、大きい子の動きにハラハラする場面もありましたが、ここ数年は育休明けで保育園に入所して、「げんきスポット」を卒業していく方が多くなりました。秋になると、ママたちの悩みは「どこの保育園がいいか」「申請はどうしたらいいのか」「希望のところに入れなかったら…」など、職場復帰に向けた心配も加わります。

先日、ママたちに、日ごろ生活の中で感じていることを自由に話してもらう企画を持ちました。初めは、離乳食や母乳の話、同居しているお姑さんのことなど話されていましたが、その後、仕事で帰りが遅く育児に参加できないパパの事が話題になりました。「日々一人で、初めての育児を必死で頑張っている母親のしんどさ分らない、『母親は楽してる』という考えが根本にある。」「育児は母親の役目」と任され、さらにその評価の低さにストレスを感じておられるようでした。「イクメン」が持て囃されるようになって、これは永遠の課題のようです。妊娠中、職場でうけた「マタニティハラスメント」の辛さを話してくれた方もありました。

「げんきスポット0-3」でお友達を見つけて、元気に子育てしているママたちが「ここがあってよかった!」と言ってくれることが何よりうれしいですが、「少子化対策」「子育て支援」と掛け声ばかりで中身はどんどん安上がりで粗雑になっていく現状を変えていかなくては、本当の応援にはならないなあとも思います。



事務局通信

京都が悲鳴をあげている

朝日夕刊(6月14日)「訪日爆増、京都が悲鳴」、毎日コラム(7月26日)「悲鳴を上げる観光地」マスコミ論調に変化が出てきました。

今年上半期の外国人観光客は過去最高の1,400万人近くになったと政府の発表。外国人観光客が観光都市・京都に押し寄せ、バスは満員、違法「民泊」が急増し、日常生活に影響が出始めています。

京都市内の簡易宿所は、この5年で360施設(2012)から1,766施設(2017.7)へ5倍に増えています。一方で、旅館業の許可を取得していない違法「民泊」の横行も甚だしい状況です。昨年5月、京都市が行った「民泊実態調査」では、調査対象2,702件のうち所在地が確認できた施設は1,260件、旅館業法上の許可施設は189件でわずか7%という深刻な実態が明らかになりました。

現在、京都市は民間業者に調査を委託し、情報を集めていますが、2016年度の推計で110万人が違法「民泊」に宿泊し、さらに違法「民泊」が激増しています。

宿泊者が住宅密集地の中にある「民泊」を訪れるために、夜中でもキャリーバックをひいて細街路に足を踏み入れることで「夜、眠れない」との苦情もでています。

住民にとって違法「民泊」で生活の安全が脅かされているのみならず、ゴミが放置されていたり、害虫の発生など衛生上の問題、路地奥の「民泊」については、ひとたび火事がおこれば、宿泊者はもとより周辺住民の命も守れないという防災上の問題、事業主及び、従業員不在で行われている宿泊業の問題として、犯罪や感染症が発生した際の対応が遅れることが想定されるなど、安全・危機管理の問題も重大です。

これらの問題が未解決のまま建設や営業が行われています。

55th

ツキイチ土曜サロン

＜お気軽に参加下さい＞

- ・開催日 10月21日(土)
- ・時刻 14:00～
- ・場所 京都自治体問題研究所
- ・報告 土居靖範

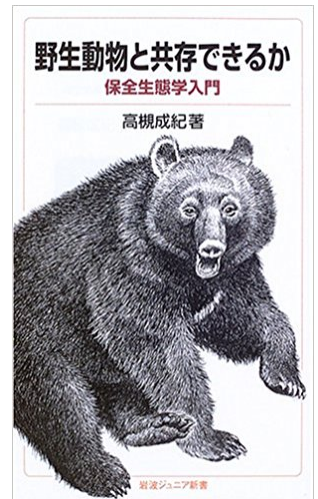
＜今月の本＞

「野生動物と共存できるか—保全生態学入門」

岩波ジュニア新書 著 高槻成紀 886円

ラッコが駆除された。貝やカニを食べて漁業に被害を与えるという理由だったが、増えると思った漁獲量が減った。なぜ？怖いクマや爆発的に増えるシカと、ほんとうに共存できるのだろうか。絶滅危惧種はどうすれば守れるのか。いま、新しい学問・保全生態学がさまざまなチャレンジを試みている(岩波書店)。

*参加自由、事前申込み不要。終了後に気軽なワンコイン懇親会あります。



第3回理事会開催のご案内

日時 9月26日(火)午後7時～
場所 京都自治体問題研究所